

# 議 事 録

## 第 31 回 定 例 総 会

令和 8 年 2 月 9 日

## 太田市農業委員会 31 回定例総会議事録

開会日時	令和8年2月9日（月） 午後2時		
閉会日時	令和8年2月9日（月） 午後3時		
開催場所	太田市役所 新田庁舎 大会議室（2階）		
出席委員 （17人）	1 長谷川 耕一	2 遠藤 弘一	3 山田 清作 4 長島 佳男 5 太田 安弘 6 塚越 仲夫 7 原田 和男 8 飯塚 茂夫 9 津久井準一郎 10 木村 克己 11 高木 勝 13 中村 幸江 15 小磯 典夫 16 石原 康男 17 室田 道博 18 永井 幸二 19 片亀 昌子
欠席委員 （1人）	12 清水 由紀江		
出席職員 （9人）	毛呂局長 小此木次長 河内次長補佐 高田次長補佐 川田係長代理 町田主任 須永主任 永井主事 堀越主任専門員		
会議に付 した事項	議案第1号	農地法関係許可取消願について	（会長）
	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	（会長）
	議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について	（会長）
	議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について	（会長）
	議案第5号	農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか 否かの判断について	（会長）
報告事項	報告第1号	太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について	
	報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出につい て	
	報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出につい て	
	報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知書について	
	報告第5号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出につ いて	
協議事項	令和8年度太田市農業委員会日程（案）について		

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまより第31回農業委員会定例総会を開会いたします。

### 3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いします。

事 務 局 本日の定足数については、出席委員17名、欠席委員1名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 続いて、会期について議題といたします。  
お諮りいたします。  
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)  
議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

### 4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。  
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)  
議 長 それでは、13番 中村幸江委員 と 15番 小磯典夫委員 のお二人  
にお願いいたします。  
また、書記につきましては事務局の堀越主任専門員を指名いたします。  
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 訂正等はございません。

### 5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は1件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法関係許可取消願について、議案書1ページに記載のとおり、会長宛てに1件提出されております。

1番、龍舞町の土地について、農地法第3条の規定による許可を得たが、売買契約が不成立となったため、当該許可を取り消すものです。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番について、第2地区協議会より報告願います。

2番委員

番号1番について、第2地区から報告します。

場所は龍舞町でありまして、これは令和6年8月8日に1度許可になったものですが、許可後、取消し理由において、売買契約が不成立となったため、許可を取り消したいというものであります。現地を確認したところ、何ら問題ありませんでした。地区協議会では許可相当となりました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員

なし。

議長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を取消しとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号1番を取消しとすることに決定いたします。

議長

続いて、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。

提出件数は28件です。

事務局より、提案をお願いします。

提出件数 28 件について、朗読し詳細に説明する。

1 番 牛沢町の土地 田 417 m<sup>2</sup> 外 3 筆 計 2,494 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

2 番 牛沢町の土地 田 886 m<sup>2</sup> 外 1 筆 計 1,372 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

3 番 牛沢町の土地 畑 966 m<sup>2</sup> 外 1 筆 計 2,476 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

4 番 牛沢町の土地 畑 1,524 m<sup>2</sup> 外 1 筆 計 2,524 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

5 番 牛沢町の土地 畑 1,008 m<sup>2</sup> 外 4 筆 計 4,648 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

6 番 牛沢町の土地 畑 1,003 m<sup>2</sup> 外 4 筆 計 4,073 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

7 番 牛沢町の土地 畑 506 m<sup>2</sup> 外 2 筆 計 1,988 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

8 番 牛沢町の土地 畑 1,591 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

9 番 牛沢町の土地 畑 650 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

10 番 牛沢町の土地 畑 982 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

11 番 牛沢町の土地 畑 350 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

12 番 牛沢町の土地 畑 491 m<sup>2</sup> 外 5 筆 計 2,874 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

13 番 牛沢町の土地 畑 984 m<sup>2</sup> 外 1 筆 計 1,595 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

14 番 牛沢町の土地 畑 255 m<sup>2</sup> 外 1 筆 計 504 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

15 番 牛沢町の土地 畑 716 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

16 番 牛沢町の土地 畑 197 m<sup>2</sup> 外 1 筆 計 570 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

17 番 牛沢町の土地 畑 511 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

18番 牛沢町の土地 畑 490 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

19番 牛沢町の土地 畑 697 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

20番 牛沢町の土地 畑 468 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

21番 牛沢町の土地 畑 478 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

22番 牛沢町の土地 畑 984 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

23番 牛沢町の土地 畑 986 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

24番 牛沢町の土地 畑 982 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

25番 牛沢町の土地 畑 1,001 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

26番 安養寺町の土地 畑 2,042 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

27番 新田上田中町の土地 畑 477 m<sup>2</sup> 外2筆 計953 m<sup>2</sup>、家族で農業に精励しており、充実した農業経営のため、農地を取得したい。

28番 藪塚町の土地 畑 340 m<sup>2</sup> 外1筆 計1,441 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

番号1番から28番について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、提案いたします。処分の決定をお願いします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から25番について、第1地区協議会より報告願います。

1番委員 番号1番から25番について、第1地区協議会からご報告いたします。まず1番につきまして、譲受人は●●●の●●●●●●●●●●というところで、申請理由としますと、農地を譲り受け、経営規模を拡大したいということでございます。取得後はナスとネギを栽培したいということでございます。当地区協議会で現地を確認したところ、周辺農地へも特段影響はございませんので、許可相当といたしました。





- 議長 　　ただいま、第4地区協議会より番号26番について報告がありました  
が、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 　　なし。
- 議長 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号26番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
（挙手 全員）
- 議長 　　全員賛成でありますので、番号26番を許可とすることに決定いたしま  
す。
- 議長 　　続いて、番号27番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報  
告願います。
- 10番委員 　番号27番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき  
調査した結果を報告します。  
譲受人は、現在、申請地を借り受け、ネギを栽培しております。申請地  
を取得し、今後、充実した農業経営をしたいとのことです。現地を確  
認したところ、周辺農地への支障もなく、農地法第3条第2項には該  
当しないため、許可相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議長 　　ただいま、第5地区協議会より番号27番について報告がありました  
が、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 　　なし。
- 議長 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号27番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
（挙手 全員）
- 議長 　　全員賛成でありますので、番号27番を許可とすることに決定いたしま  
す。
- 議長 　　続いて、番号28番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報  
告願います。
- 17番委員 　番号28番について、17番からご報告申し上げます。  
譲受人は、現在、従業員を十数人常用雇用しております。幅広く農業経  
営を展開しており、今回の農地を譲り受け、経営の一層の安定を図り  
たいということから申請が出ているわけでございます。地区協議会と

しましては、農地法第3条第2項には該当しないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、第6地区協議会より番号28番について報告がありました  
が、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 　　なし。

議長 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号28番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 　　全員賛成でありますので、番号28番を許可とすることに決定いたしま  
す。

議長 　　続いて、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛て  
にあったので、審議を求めます。

提出件数は6件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局 　提出件数6件について、朗読し詳細に説明する。

1番 龍舞町の土地 700㎡、農地区分は、「宅地化に達している区域  
に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種  
農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるも  
のについては、説明を省略させていただきます。

農家住宅用地として転用するものです。

2番 西長岡町の土地 16㎡ 外2筆 計355㎡、農地区分 第二  
種、農家住宅用地として敷地拡張するものです。

3番 新田花香塚町の土地 119㎡ 外1筆 計203㎡、農地区分は、  
「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から  
第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由と  
なるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は  
原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地  
域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続  
して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問  
題ないと考えます。

農家住宅用地として敷地拡張するものです。

4番 藪塚町の土地 279 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

5番 藪塚町の土地 40 m<sup>2</sup> 外1筆 計342 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、漬物工場用地として敷地拡張するものです。

6番 藪塚町の土地 185 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、漬物タンク用地として敷地拡張するものです。

以上、提案させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番について、第2地区協議会より報告願ひます。

2番 委員 番号1番について、報告します。

場所は龍舞町でありまして、畑なんですけれども、宅地の税金を払っていて、何ら問題もないと言っておりましたが、今度、調査したところ、農地法の許可を得ずに住宅の敷地として利用していたことが判明したため、是正したということが出ております。始末書も添付してありまして、現地確認したところ、何ら問題はありませんでした。第2地区においては許可相当と意見決定しております。

議 長 ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号2番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。

16番 委員 番号2番について、報告します。

当該地は●●●●とありますが、これは●●●●●●●●の下に言えば太田の中山間地、そんなような傾斜地でございまして、昭和の頃に

道路であるとか分筆をされたものをそのまま農地として使っていたと判明いたしましたので、今回、是正をするものであります。ちなみに、申請書には顛末、始末書等がついておりまして、現地を確認して、他の畑、農地にも影響ないので、第3地区協議会としては許可相当というような結論を得ましたので、再度のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、第3地区協議会より番号2番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 　　なし。

議 長 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 　　全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。

議 長 　　続いて、番号3番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

10番委員 　　番号3番について、第5地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。

番号3番は、農家住宅の建て替えに伴い、所有地を調査したところ、議案書に書いてありますが、新田花香塚町●●●の土地の地目の表示が山林となっております。そして、現況が宅地となっておりますが、農地台帳は畑として登録があり、現況が宅地として利用していたため、始末書添付の上、是正したいとのことです。また、建て替えに伴い、今までの接道では建築基準法の要件を満たしておらず、4メートルの接道を取るために、畑である●●●●●の転用許可を取得するために申請するものです。現地を確認したところ、周辺農地への影響もなく、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、第5地区協議会より番号3番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 　　なし。

議 長 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号4番から6番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

11番委員 番号4番について、報告いたします。  
これは以前から駐車場みたいな感じで、私が記憶する限り、随分長い間、使用していたみたいで、調査したところ、農地法の許可を得ず、駐車場として利用していたため、是正したいということであります。書類には始末書と誓約書もついて提出されております。  
再度ご審議のほど、よろしく願います。

17番委員 番号5番について17番からご報告申し上げます。  
当該地は、漬物工場に付随して車の出入り用地の一部として、また、漬物事業に必要な工場に付随する農地を資材置場として利用していたということが判明したため、始末書を添付して是正したいということでございます。地区協議会としましては、許可相当と決定したところでございます。  
番号6番でございますけれども、これも同様、是正でございますけれども、5番と同一人の申請でございます。当該案件につきましては、自宅の敷地として囲われてあった農地を、農地法の許可を得ずに漬物タンク用地として利用していたことが判明したために、始末書を添付して是正したいということでございます。  
両案件とも特に問題はないので、地区協議会では許可相当と決定したところでございます。  
再度ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 ただいま、第6地区協議会より番号4番から6番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。  
委 員 なし。  
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号4番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号4番から6番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は17件です。  
事務局より、提案をお願いします。

事 務 局 提出件数17件について、朗読し詳細に説明する。

1番 高林西町の土地 452 m<sup>2</sup> 外1筆 計473 m<sup>2</sup>、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。  
一般住宅用地として転用するものです。

2番 高林北町の土地 292 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

3番 中根町の土地 299 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4番 龍舞町の土地 263 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

5番 矢場町の土地 302 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

6番 吉沢町の土地 51.83 m<sup>2</sup> 外1筆 計939.83 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、共同生活援助施設用地として転用するものです。

7番 前島町の土地 421 m<sup>2</sup>、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

8番 粕川町の土地 321 m<sup>2</sup> 外1筆 計402 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

9番 小角田町の土地 1,094 m<sup>2</sup> 外3筆 計3,078 m<sup>2</sup>、農地区分

第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

10番 新田中江田町の土地 2,794 m<sup>2</sup> 外4筆 計9,219の内9,129 m<sup>2</sup>、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地は原則転用不許可となりますが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農地改良として一時転用するものです。

11番 新田中江田町の土地 1,043 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

12番 新田赤堀町の土地 461 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

13番 新田村田町の土地 1,312 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、社会福祉施設用地として転用するものです。

14番 新田村田町の土地 276 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

15番 新田村田町の土地 499 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

16番 新田市野井町の土地 440 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

17番 大久保町の土地 1,609 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続

して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から3番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番委員 番号1番と2番につきまして、第1地区協議会からご報告いたします。1番、2番ともに、転用目的は一般住宅用地、申請理由は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を新築したいということでございます。現地を確認したところ、当該土地周辺はもう既に住宅がかなり建ち並んでいるような場所でございます。また、周辺の農地には特別影響がないような状況でございますので、第1地区協議会としては許可相当というふうに意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。

7番委員 番号3番について、ご報告いたします。借家に住んでおり、申請地を父から借り受け、自己の住宅を新築したいということなので、チェックリストに基づき現地を確認した結果を報告します。現地を確認したところ、もう周辺に農地はないので、許可相当と意見決定しました。再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番から3番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号4番から6番について、第2地区協議会の調査した意見

結果を報告願います。

2番委員

番号4番について、ご報告いたします。

場所は龍舞町であります。これは申請理由として、借家に住んでいるが、資金の都合がついたため、申請地を取得し、自己の住宅を新築したいというものであります。現地確認したところ、周りは住宅が建っておりまして、何ら問題はありませんでした。地区協議会においては許可相当となりました。

再度ご審議のほど、よろしく願います。

13番委員

番号5番について、ご報告いたします。

この案件は、先月、開発許可が出なかったため、取下げになった案件です。転用目的は一般住宅用地、申請理由は家族4人で住んでいるが、長男が中学入学の年になったため、アパートも手狭になり、申請地を取得して自己の住宅を新築したいとのこと。現地を確認したところ、南側は道路、西側も道路、東側は申請済みで家が建っていて、周りには何ら支障もないと思われまます。第2地区では許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願います。

18番委員

番号6番について、ご報告いたします。

この案件は娘さんより申請地を借り受けて、共同生活の施設を建設して、実績ある運営会社に貸したいということで申請が出ております。地区協議会におきましては、娘さんから借り受けてというのはいいんですけれども、共同施設の運営会社、この辺の実績はどうだということで、書類がなかったもので、定例会まで間に合えば、一応検討して許可するというので書類が全部出てきております。そういう状況の中で申請地の周囲の状況ですけれども、傾斜地に面しておりまして、西は太陽光で東と北は農地となっております。周辺の営農条件には支障がないと現地で確認をしました。ただ、北側に申請者の持ち主の●●さんの実家があるんですけれども、その北側に行く道路はないんですね。これはここで許可になった後、何か向こうへ行くときについては、やはりその後の申請が必要なのではないかとということなんですけれども、そこまでは現状では関知する必要はないんですけれども、一応総合判断の中には注意喚起することが望ましいということで文章は書いてあります。

以上のことから、許可相当として決定したいと思いますので、再度ご審議をお願いします。

議長 ただいま、第2地区協議会より番号4番から6番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号4番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号4番から6番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号7番から9番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

8番委員 番号7番、8番、9番を第4地区から報告します。

まず、7番ですけれども、借家に住んでおり、申請地を父から借り受け、自己の住宅を新築したい。これは新宅ですね。分家になります。

8番ですけれども、同じく借家に住んでおり、申請地を今度は母から借り受け、自己の住宅を新築したいということで、これも分家になりますけれども、2件とも周辺農地には影響がないため、許可相当といたしました。

9番ですけれども、●●●●という会社が、工場が狭くなったため、駐車場が足りないため、申請地を借り受けて駐車場として利用したいということで申請がありました。周辺農地にも影響がないため、これも許可相当といたしました。

再度審議をよろしくをお願いします。

議長 ただいま、第4地区協議会より番号7番から9番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号7番から9番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号7番から9番を許可とすることに決定いたします。



に当たります。現在、借受人は実家に住んでおりまして、実家が手狭となったため、住宅を建築したく、申請地を取得し、専用住宅として使用したく、申請するものであります。周囲も道路と畑となっており、耕作等には特に問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

15番につきましては、今申し上げた土地から300mぐらい西のほうに位置しております。やはり更地になった土地なんですけれども、結構広い面積になっております。そこを分筆して住宅を建てるという案件だと思えますけれども、これは現在、借家に住んでおりまして、通勤などにも便利な申請地を取得し、自分の住宅を建築したいということで申請がありました。周囲も道路と畑となっておりまして、チェックリストに基づき現地確認をしましたが、耕作等に特に支障はなく、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

16番ですけれども、現在、夫の実家に2世帯で住んでおりますが、子どもの成長で手狭なため、申請地を取得し、この申請地というのは●●●の西に数百m行ったところですよ。大きな道路の辺りに位置します。自分の住宅を建築したく、申請するものです。周囲は道路と住宅となっており、同じくチェックリストに基づき現地確認をしましたが、耕作等に特に問題はないものと判断し、許可相当と意見決定しました。以上4件ですけれども、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

すみません、13番の児童発達支援・放課後等デイサービスの運営、恐縮ですけれども、これは皆さんにどういう内容か、ご説明いただけませんか。

事 務 局

まず、児童発達支援というのは、未就学児、ゼロ歳から6歳までの子どもが、名前の通り発達支援のために開設される施設ということです。放課後等デイサービスというのは、障がいのある6歳から18歳までの子どもが学校の後に通う施設としてつくられるもの、なので、この2つはそれぞれ別の施設ということになるんですが、今回、1棟建てて、仕切りを隔ててそれぞれの施設を運営していくというものになっております。

議 長

ありがとうございます。ただいま、第5地区協議会より番号10番から16番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

- 18 番 委 員 11 番の太陽光の関係なんですけれども、説明の中では周辺に宅地と店舗があるという説明がありました。これについては、書類には業者が周辺の住民に説明をして、承諾を得たという書類は添付してありますか。
- 事 務 局 はい。こちらは代理人のほうから、それぞれ伺っていただきまして、基本的には対面、ただ、対面で不在の方については、1度書類を投函して、その後、2度訪問いただいたんですけれども、それでもお会いできなかった方がいたとのことです。その方については、インターホンを押さないでくれということが表札に書いてあり、なかなか会うことが難しかったため、書面は入れていただいたということでご報告いただいております。
- 18 番 委 員 今、周辺住民にそういう説明をしたんですけども、インターホンを押さないでくれとか、そういう人は後で割かしうるさいんだよね。それは一応書類に添付しておけば、そういう状況でやってきましたということで、あとは相対でやってもらうような対応が取れますので、何も意見が出なかったというのでは困るので、そのために委員会があるんですね。その辺、確認できましたので、以上です。
- 議 長 特に外に何かございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号 10 番から 16 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号 10 番から 16 番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号 17 番について、第 6 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 11 番 委 員 番号 17 番について、ご報告いたします。  
これは近くにある運送業者の人が手狭になったので、駐車場が欲しいということで申請地を取得して、駐車場として利用したいという旨の申請であります。申請地に約 20 台車を止めたいという申請がありました。現地は北と東が道、南が住宅、西側は畑になっておりますけれども、

誓約書もついておまして、第6地区では許可相当ということになりましたので、再度のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号17番について報告がありました  
が、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号17番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号17番を許可とすることに決定いたしま  
す。

議長 続いて、議案第5号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当す  
るか否かの判断について、審議を求めます。  
事務局より提案をお願いします。

事務局 19ページ、議案第5号について説明させていただきます。  
令和2年以前にB判定、いわゆる再生困難な農地と判断された農地につ  
きまして、令和3年度におきましては●●●●、そして昨年、令和6  
年度につきましては●●●●の●●●、こちらについて大規模な非農  
地判断を行いました。農業委員会の事務の適正かつ円滑な運用が図ら  
れるように、非農地判断の迅速な実施につきましては、国からも積極  
的に求められております。今年度につきましては、●●、●●●●●に  
おいて引き続き非農地判断を推進いたしました。今回、非農地判断を  
行った件数につきましては●●件、面積は●●●●●●●●m<sup>2</sup>でござ  
います。

資料に、農地・非農地の判断対象地一覧、こちらに添付されております  
最後のページの地図で赤で塗られた農地が対象となっております。

該当農地の地権者の方々には、12月中旬に農地から外す旨の事前通知  
を発送させていただきまして、数件の問合せはございましたけれども、  
特に反対等の意見もございませんでした。

よって、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断  
についてご審議をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、事務局より提案がございましたが、この案件についてご意  
見、ご質問等はございますか。

16番委員 一つ聞きたいのですが、恐らくこの土地については、昔は畑としてちゃんと耕作をしていたものとみなされますけれども、現在は耕作放棄地か遊休農地になっているものと思うんですが、もしこれを現状が山林であった場合に、山林の地目にするると所有農地の面積が減ってきますね。その場合に農家資格のラインを下回る者も出てくるのではないかなと思うんですが、その辺の扱いはどうなるのか確認をしたいんですが。

事務局 お答えをさせていただきます。  
農家資格についての面積のラインというのが現状ございませんので、減ったからといって農家資格が取り消されるというものではございません。

16番委員 分かりました。了解です。

議長 それ以外にご質問等はございますか。

6番委員 的を射ているかどうか分からないんですけども、農地でなく非農地の判断をされて非農地ということになった場合に、この土地自体は、その後、例えば農地で使うとか、そういうことは可能なんですか。そういうのは全く関係なく、全て非農地でという形になって、そこはもうそのままの状態ということなんですか。その後、そこがどうなるかというのは関係するんですか。

事務局 現状でいきますと、そこが農地から今度は山林に変わります。ですので山林扱いということになります。

6番委員 そこは例えば農地にしてということも、土地の所有者からすれば、しても構わないんですか。そういうことはあり得ないんですか。

事務局 そちらについては、基本的には農地に戻さないということで確認が取れておりますので、そのままでございます。

6番委員 議長 分かりました。  
ほかにご意見はありますか。  
この件で私が新聞を見ていて気になったのは、総理が全ての田んぼとか畑を農作物用に作って、食糧安全保障の観点からどンドン生産をし

てくれという話を再三言っておられるんです。そのときに非農地化をするときに、どこの範囲まで非農地化するのか。非農地化の範囲が議論にならないのかなというのはちょっと考えていますが、この案件とはちょっと別ですが、そういう総理のお話もあるということをご参考に。

あと、ご意見、ご質問がなければ、農地法第2条第1項に規定します農地に該当するか否かの判断については、「全て該当しない(非農地)」と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、そのように決定します。

議 長 以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は先月、農業会議に意見聴取した1月分の許可証の取扱いに関わる太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。

太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取扱いをいたしましたので、報告いたします。

議 長 続いて、報告第2号から第5号について、事務局よりお願いいたします。

事 務 局 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、21ページに記載のとおり、4件提出されております。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、22ページから25ページに記載のとおり、17件提出されております。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、26ページから29ページに記載のとおり、21件提出されております。

報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、30ページから34ページまでに記載のとおり、20件提出されております。

以上、報告させていただきます。

議 長 報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。  
委員 なし。

議 長 ご質問等もないようですので、続きまして、協議事項、令和8年度太田市農業委員会日程(案)について決定を求めます。事務局より説明を

お願いします。

事務局 協議事項、令和8年度太田市農業委員会日程（案）について、既にお配りさせていただいたA4の1枚、縦判の資料です。来年度の会議の予定表でございます。令和8年度から地区協議会の開催日を2日間に分ける形とさせていただいておりますが、委員の皆様につきましては、開催日時等に変化は特にございませぬ。特に予定表について修正等がなければ、ご承認いただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長 事務局より提案がありました、令和8年度太田市農業委員会日程（案）についてご意見、ご質問等はございますか。  
委員 なし。  
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、令和8年度太田市農業委員会日程（案）について、事務局の提案のとおり決定いたします。  
以上で第31回定例総会を終了いたします。長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉会 令和8年2月9日（月） 午後3時